

建築士事務所登録事務の変更について

山口県建築指導課

山口県知事登録の建築士事務所登録事務について、改正建築士法による指定事務所登録機関制度の活用及び山口県使用料手数料条例の改正により、以下のとおり変更されましたので、お知らせします。

1. (社)山口県建築士事務所協会が、山口県知事の指定する指定事務所登録機関となりました。

平成 21 年 4 月 1 日から、山口県知事登録の建築士事務所登録の事務を(社)山口県建築士事務所協会が行います。

なお、事務は(社)山口県建築士事務所協会が行いますが、登録権限は山口県知事に留保されますので、「山口県知事登録の一級/二級/木造建築士事務所」という法的位置づけは変わりません。

建築士法に基づく建築士事務所の立入検査、行政処分等の指導監督については、引き続き山口県が行います。

以下の申請・届出については、(社)山口県建築士事務所協会から窓口業務を受託する(財)山口県建築住宅センターが提出先となります。
山口県の本庁及び出先機関での受付は一切できませんのでご注意ください。
登録申請(新規/更新) 登録事項変更届 廃業届

以下の申請については、(社)山口県建築士事務所協会が提出先となります。
山口県の本庁及び出先機関での受付は一切できませんのでご注意ください。
事務所登録証明願(事務所登録証明書の交付)

2. 事務所登録等の手数料が変更されました。

以下のとおり、申請手数料が改正されました。平成 21 年 4 月 1 日から適用されます。

(1)一級建築士事務所登録申請	16,000円(従来は15,000円)
(2)二級建築士事務所登録申請	11,000円(従来は10,000円)
(3)木造建築士事務所登録申請	11,000円(従来は10,000円)
(4)事務所登録証明書の交付	700円(従来は650円)

(1)~(3)は(社)山口県建築士事務所協会が指定する金融機関の口座への振り込み、
(4)は(社)山口県建築士事務所協会の窓口にて現金で納付していただきます。
山口県収入証紙での納付はできませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

山口県指定事務所登録機関(登録事務処理、登録簿閲覧、事務所登録証明書の交付)

(社)山口県建築士事務所協会

〒753-0072 山口市大手町3番8号 山口県建築士会館内

TEL 083-925-6701 FAX 083-925-6763

<http://www.saikyo.or.jp/yaaf/>

申請書等の受付窓口(事務所登録証明願を除く)

(財)山口県建築住宅センター

山口センター 〒753-0072 山口市大手町3-24 パークビル2F

TEL 083-921-8722 FAX 083-921-8723

岩国事務所 〒740-0017 岩国市今津町1-18-1 岩国商工会議所会館3F

TEL 0827-30-3200 FAX 0827-30-3211

周南事務所 〒745-0005 周南市児玉町1-11-2 スカイビル4F

TEL 0834-33-3390 FAX 0834-33-3391

下関事務所 〒750-0018 下関市豊前田町3-3-1 国際貿易センター(海峡メッセ)5F

TEL 0832-28-0570 FAX 0832-28-0580